

日本国際情報学会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本国際情報学会(英文名：Japanese Society for Global Social and Cultural Studies)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、静岡県静岡市駿河区谷田5-2-1 静岡県立大学国際関係学部 諏訪一幸研究室に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、国際情報について理論的、実践的に研究し、学術の進展と日本及び世界の相互理解に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 年度ごとの総会および研究集会
- (2) 学会誌、会報等の発行
- (3) 国際情報に関する調査、研究及び発表に関すること
- (4) 研修会、シンポジウムの開催
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(会員の種類)

第5条 本会の会員種別及び会員資格は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会の事業を賛助しようとする個人及び団体
- (3) 名誉会員 本会の目的に賛同する学識経験者で、会長が特に推薦し理事会の承認を得た者

(入会)

第6条 正会員は、別に定める入会申込書（正会員1名の推薦が必要）を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 賛助会員は、別に定める入会申込書（正会員1名の推薦が必要）を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
- 3 名誉会員は、会長が推薦し、理事会に承認を得た者とする。

(会費)

第7条 本会の年会費は、次のとおりとする。

正会員	年額	5,000円
賛助会員	個人 年額	3,000円
	団体 年額一口	10,000円 5口以上

- 2 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。
- 3 名誉会員は、会費を必要としない。

(会員の資格喪失)

第8条 正会員及び賛助会員が、次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会の届出をしたとき
- (2) 本人が死亡し若しくは失そう宣告を受け、又は賛助会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 会長は、会員が資格を喪失したとき、会報に掲載し、会員に周知する。

(退会)

第9条 正会員及び賛助会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が、次の各号の一に該当する場合、会長は、理事会の議決によりこれを除名することができる。

- (1) 本会の規約等に違反したとき
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - (3) 会費の支払いに応じないとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に本人に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 16人
 - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち1人を会長に、2人を副会長とする。
- 3 理事のうち1人を事務統括の専務理事とし、財務管理及び事務運営を執行する。

(選任等)

第12条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事の互選とする。

- 3 顧問は、会長が推薦し、理事会で選任する。
- 4 監事は、理事又は本会の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第13条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この規約の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) 本会の財務の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財務に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合は、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べること

(任期等)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき
- 2 前項の規定により役員解任をしようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第5章 会議

(種別)

第17条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第18条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の機能)

第19条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の選任又は解任
- (6) 会費の額
- (7) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第20条 通常総会は、毎年1回12月に開催する。

2 臨時総会は、次の掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載したり書面により招集の請求があったとき
- (3) 監事が、第13条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき

(総会の招集)

第21条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求が合ったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により開催の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第22条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第23条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第24条 総会における議決事項は、第21条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決)

第25条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合、その数を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第27条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の機能)

第28条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第29条 理事会は、次ぎに掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号の場合にはその日から7日以内に理事会を招集しなければならない。

(理事会の議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第32条 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第33条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面を以って表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前項の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第34条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面出席者にあつては、その旨を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名人以上が記名押印又は署名しなければならない

第6章 研究部会

第35条 研究部会は別に定める設立申請書（正会員5名の構成が必要）を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 類似領域を研究する部会の複数設立は認めない。
- 3 研究部会の代表者として部会長1名、執行者として幹事1名を正会員の中から構成する。
- 4 当該研究部会の部会長と幹事は他の研究部会の同職兼任はできない。
- 5 解散するさいは、速やかに解散届を会長に提出しなければならない。
- 6 2年以上活動をしない部会は、解散したものと見なす。
- 7 総会時、部会長又は幹事が活動報告を行う。

第7章 会計年度

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計計画及び予算)

第36条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度ごとに会長が作成し、

総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第37条 本会の事業報告書、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 規約の変更

(規約の変更)

第38条 本会の規約の改正は、総会に出席した正会員の過半数による議決を経なければならない。

(解散)

第39条 本会は、次ぎに掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(合併)

第40条 本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第41条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第42条 事務局長及び職員の任免は、会長が行う。

(組織及び運営)

第43条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議を経て会長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第44条 この規約の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

1. この規約は、本会成立の日（平成14年7月27日）から施行する。
令和5年1月19日 改定
2. 本会の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
3. 本会の設立当初の役員任期は、第14条の規定にかかわらず、本会の成立の日から次期総会までとする。
4. 本会の設立当初の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、本会の成立の日から平成15年3月31日までとする。
5. 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第36条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。